

V) デイサービスやまだいふれあいの家 老人デイサービスセンター（第2種社会福祉事業）

A. 介護事業（通所型サービス A）

1. 事業の基本

（1）事業目標

高齢者の方に長年住み慣れた地域で元気に末永く生活していただくことを目標に、本事業は次の諸事項を目指して行う。

- ・同世代や世代間交流を通して社会とのかかわりが途絶えないようにする
- ・バイタルチェックや機能訓練などを通して健康を維持できるようにする
- ・個々の好きな活動を通してデイでの生活を楽しんでもらう

（2）定員と利用者の確保

- ・定員数 令和7年4月1日予定

定員数	6名
-----	----

- ・利用者の確保

平均利用者数が1人／日前後であり、コロナ過で激減したままとなっている。法人として、保育事業での管理職を含めた人員不足等の諸問題への対応を重視せざるを得ない中で、デイを取り巻く状況の変化に対応できなかったと考えている。

要支援認定者の介護予防支援を主に担当する地域包括支援センターを中心に連携を深め、受け入れ先が無い要支援認定者がいる場合は、できる限り受け入れに協力していく。

（3）サービス内容

1) 通所型サービスA計画

介護予防ケアプランを基に、個々の利用者のニーズに合わせた日常生活を支援していくためのサービス内容を具体化する。また、そのサービスについては、適宜評価、見直しを行い、ケアマネジャーへのフィードバック、サービスの向上に役立てる。

2) 送迎

- ・基本サービス時間が9:45～13:15と短いので、その前後に送迎となる。

3) 基本プログラム

a. 朝礼、体操（10時～11時）

昼食メニューの紹介や、その日のニュースなど利用者の興味を引くような話題を提供する。その後、DVD映像を用いたラジオ体操と数種類の体操を実施。映像による体操だけでなく、家で取り組んでもらえるような体操も提供する。

b. 全体レクリエーション（11時～12時）

グループ型・個人参加型のゲームや、カラオケ、テーマトーク、クイズ、製作など、その日の利用者の得手不得手に配慮し、実施していく。

c. 口腔体操・昼食（12 時～13 時）

誤嚥予防等のため 5 分ほど食事前に口腔体操をしたあとに食事を提供。

利用者の咀嚼・嚥下能力には最大限の注意を払い、本園から搬入してきた具材をよく観察し、硬い食材は刻むなどの対応をしていく。

食事は苦手なものがある場合などは代替食を提供。

必要に応じて、果物・漬物等を付け足し、場合によっては別に一品を付け足す等の対応を行う。

d. 趣味・個別活動（昼食後～13 時 15 分）

昼食後から、帰宅時間までは、塗り絵、書写、折り紙、パズル、知恵の輪、将棋など、利用者本人が希望する活動を行ってもらふ。随時新しい素材等を提供していく。

e. 子どもとの交流（可能な日に実施。9 時～10 時ほか）

適宜、小規模保育児、一時預かり児、放課後保育児、との交流を行う。幼児以上になると、不快感を示される場合も多いので、慎重に実施する。また、感染予防を念頭に置いた上で実施する。

5) 避難訓練 年 2 回

地震避難・火災避難・光化学スモッグ・不審者侵入など、適宜避難訓練を行う。

3. 開所日 下記に指定する休日以外は営業日とする。

- ・日曜日、土曜日、祝日
- ・年末年始（12月27日～1月4日）
- ・夏季（8月12日～13日）

4. 開所時間等

（1）通所型サービス A

開所時間：	9 時 3 0 分～1 3 時 3 0 分
サービス提供時間：	9 時 4 5 分～1 3 時 1 5 分
基本送迎時間	： 9 時 3 0 分～ 9 時 4 5 分 1 3 時 1 5 分～1 3 時 3 0 分

B. 職員体制および管理

1. 職員体制

- ・管理者は正職員とし、従事者については 1 名体制とする。出勤できないときや、臨時に人手が必要な時などは他事業からの応援職員で対応していく。
- ・法令上、従事者については資格条件がない。

2. 健康管理

- ・健康診断 年 1 回
- ・検便の実施 月 2 回（月一回は提出）
- ・職員の健康状況を常にチェックし、必要とあれば健康管理の助言をしていく。

3. 労務管理

- ・職員の就労状況については常にチェックし、労務超過にならないように配慮する。
- ・業務に支障のない範囲内で有給休暇の消化率を上げていく。
- ・記録等の事務処理効率を向上させるため、文書の電子化を進める。

4. 福利厚生

- ・職員が加入する大阪民間社会福祉事業従事者共済会の法人負担分を負担する。

5. 職員の質の向上

- ・研修計画に基づき、外部研修への積極的な参加や、職場研修の実施を進める。
- ・各種マニュアルを整備・見直し、サービスの質の均質化を促進する。

C. 地域における公益的取組

1. 地域における公益的取組

(1) 生活なんでも相談

- ・管理者（社会福祉士）が対応し、利用者や地域住民等からの生活に関する様々な相談を受け付けている。引き続き、広報していく。

(2) 要支援等の方への入浴機会の提供（岸和田市入浴支援モデル事業）

- ・岸和田市のモデル事業で、平成 28 年 6 月から実施されている。要介護認定を受けておらず、自宅での入浴が困難な方等に対して、デイサービスでの入浴機会を提供する事業である。
「通所型サービス A」の利用者については、原則入浴が保険対象外であるが、当モデル事業を活用して入浴を実施する。
- ・事業開始から 9 年が経過し、事業効果について市が検証中である。仮に事業が廃止となれば、入浴代を上げざるを得ないと考えている。

(3) 社会福祉法人減免

- ・低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としている。当法人では、小規模型のデイサービスしか運営していないこともあってか、これまでのところ該当者がいない。

(4) 自治会等への施設・設備・備品等の無償貸与

- ・申入れがあれば、積極的に受け入れる。

(5) 実習生、職場体験等の受入

- ・施設からも情報発信を行い、申入れがあれば積極的に受け入れる。

(6) ふれあい喫茶事業

- ・平成 31 年 4 月から開設。地域住民を対象にした自由な喫茶空間を提供し、地域の高齢者の居

場所づくり、仲間づくりを支援する事業。

- ・社会福祉法人の地域公益事業に資するものだと法人監査でも評価がなされたので、引き続き継続していく。
- ・基本利用料は無料。（食事、お茶以外の飲料、送迎、入浴は別途費用がかかる）
- ・基本的には自分で歩いて来られる方を対象。
- ・諸々の介助は行わない。

（７）その他（地域への関わりとして）

- ・地域からの要請があれば積極的に応える。
- ・ホームページなど、地域への情報発信を進めていく。
- ・地域団体との連携を深めるためには、どのような地域との関わり方がふさわしいのか検討していく。

D. 利用者への対応

１. 利用料徴収業務

- ・利用終了となったときに、最終利用月の利用料が回収できないことが多いため、基本的には自動引落を勧めていく。

２. 利用者への関わり

- ・認知症状のある利用者とそうでない利用者との関係維持が難しい。認知症状のない利用者への理解を求めると共に、精神的な負担にならないような働きかけをしていく。
- ・施設の活動や施設内の様子をよりいっそう理解してもらえようような取り組みを検討する。
- ・利用者や利用者家族との意思の疎通を大切にし、信頼関係を構築していく。

３. 利用者数

- ・できる範囲で広報活動を行っていく。しかしながら、国が定める報酬体系もきわめて経営的に厳しいものであり、定員に関わらず現場が十分に対応可能な利用者数のみを受け入れていくこととする。

E. 施設・設備の整備

- ・日々のチェックを行い、必要と思われる施設・設備の整備については優先して行っていく。

F. 財務

- ・開設以来、収入が支出を上回ったことがなく、毎年度、本部園からの多額の資金援助を受けている。当法人としては、介護関係事業は法人事業の多様性を担保するものとして考えており、引き続き事業継続していく。